

件名	定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所6号機における一時的な「運転上の制限」からの逸脱について
通報日	平成16年8月24日
概要	<p>当所6号機（改良型沸騰水型、定格出力135万6千キロワット）は、平成16年7月10日より第6回定期検査を実施しておりますが、昨日（24日）午前9時半頃から、主蒸気隔離弁機能に関わる検査の準備の一環として原子炉スクラム機能を一時的に解除する措置を行っていたところ、この機能が解除されている約2時間、3本の制御棒が動作可能な状態であったことがわかりました。</p> <p>当初、保安規定に定める「運転上の制限」^注の逸脱に当たらないものと考えておりましたが、その後、本事象の扱いを再検討・確認した結果、検査等により原子炉スクラム機能が解除されている場合には、全制御棒が原子炉に全挿入状態で動作しないように処置することとなっていることから、当該3本の制御棒が動作可能な状態であったことは「運転上の制限」を逸脱していたものと、午後10時20分判断いたしました。</p> <p>なお、全制御棒は全挿入状態にあり、プラントの安全上問題はありませんでした。</p> <p>注：運転上の制限</p> <p>保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっております。</p> <p>（平成16年8月25日 プレス発表内容）</p> <p>http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/16082501.pdf</p>